

ゆうパック

レターパック

宅 配 便

で

「現金送れ」は詐欺です!!

振り込め詐欺の犯人グループが、被害者の方に現金を送付させるための手段として、最近、「ゆうパック」や「レターパック」、「宅配便」が利用されています。

本来、「ゆうパック」や「レターパック」などで、現金を送付することは、郵便法や約款（郵便局が定めた取り決め事項を文書にしたもの）などで禁止されています。

そのため、犯人グループは、
「商品欄には、「本」と書いて送ってください」とか
「パソコン部品」と書いて送ってください」とか
現金を送っていることを隠そうとして、書き方まで指示してきます。

「現金は、ゆうパックで送ってください」

「現金は、レターパックで送ってください」

「現金は、宅配便で送ってください」

と言う人は、どんなにいい対応をしても、

**あなたを詐欺でだまそうとしているのです。
絶対に送らないでください。それは詐欺です。**

「おかしい」と思ったら「#9110番」
または中村警察署（☎34-0110）へ相談してください。

高知県警察本部・警察署